

旭川工業高等専門学校技術創造部組織規則

制定	平成21. 2. 12達第 9 号	
改正	平成27. 3. 20達第11号	平成28. 3. 24達第 8 号
	平成29. 3. 23規則第20号	平成30. 3. 15規則第12号

旭川工業高等専門学校技術創造部組織規則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構の本部事務局の組織等に関する規則（平成16年機構規則第4号）第12条及び旭川工業高等専門学校教員等組織規則（昭和41年達第19号）第24条第2項の規定に基づき、旭川工業高等専門学校技術創造部（以下「技術創造部」という。）の組織に関する必要な事項について定める。

(技術創造部の目的)

第2条 技術創造部は、技術職員（技術長、技術専門員、技術専門職員及び技術職員（建物及び施設の営繕、保守並びに管理に関する事務を担当する技術職員その他これに準ずる技術職員を除く。）をいう。）の技術に関する専門的業務を組織的かつ効率的に行うとともに、その職務遂行に必要な能力及び資質の向上を図り、もって旭川工業高等専門学校の教育研究支援体制の充実に資することを目的とする。

(業務)

第3条 技術創造部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教育研究に係る技術支援に関すること。
- (2) 学生の実験・実習・演習等の技術指導及び安全管理に関すること。
- (3) 情報ネットワーク及びソフトウェアの管理に関すること。
- (4) 実習工場、地域連携・研究推進センター、その他学内共同利用施設等の教育研究及び管理運用並びに企業等と共同で行う事業等の支援に関すること。
- (5) 技術資料の作成及び保管並びに提供に関すること。
- (6) その他技術創造部の運営に必要な業務に関すること。

(役職)

第4条 技術創造部に、次に掲げる役職を置く。

- (1) 技術創造部長
- (2) 技術長
- (3) 技術長補佐
- (4) グループ長

(技術創造部長)

第5条 技術創造部長は、副校長（総務担当）をもって充てる。

2 技術創造部長は、上司の命を受け、技術創造部の業務を掌理し、所属職員を指揮・監督する。

(技術長)

第6条 技術長は、上司の命を受け、所属職員の業務を統括する。

(技術長補佐)

第7条 技術長補佐は、技術専門員又は技術専門職員のうちから、校長が任命する。

2 技術長補佐は、上司の命を受け、技術創造部の業務に関する重要な事項を処理するとともに、技術長を補佐する。

(グループ長)

第8条 技術創造部に次に掲げるグループを置き、それぞれにグループ長を置く。

- (1) 基盤技術グループ
- (2) 教育研究グループ
- (3) 創造開発グループ

2 グループ長は、技術専門職員のうちから、校長が任命する。

3 グループ長は、上司の命を受け、当該グループの業務を掌理する。
(グループの業務)

第9条 各グループは、次に掲げる業務を行う。

(1) 基盤技術グループ

- ア 技術創造部の管理運営に関する事。
- イ グループ間の連絡調整に関する事。
- ウ 技術創造部の業務計画の運営及び予算執行に関する事。
- エ その他基盤技術グループに関する事。

(2) 教育研究グループ

- ア 教育研究支援のための技術開発及び技術業務に関する事。
- イ 実験・実習・演習等実施計画の策定に関する事。
- ウ 機械設備計画及び維持管理に関する事。
- エ 共通機器等の保守・管理に関する事。
- オ その他教育研究グループに関する事。

(3) 創造開発グループ

- ア 共同研究、地域連携業務及び公開講座の実施等に伴う技術支援に関する事。
- イ 技術開発に関する事（教育研究グループの所掌に属するものを除く。）。
- ウ 技術研修、技術発表会等の企画、実施等に関する事。
- エ 技術の改善、継承及び保存に関する事。
- オ その他創造開発グループに関する事。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、技術創造部の組織等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27. 3. 20 達第11号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28. 3. 24 達第8号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29. 3. 23 規則第20号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30. 3. 15 規則第12号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。